⑶4　本工事は、新技術活用の促進を図るため、施工者が原則１技術以上の新技術を選定したうえで活用を図る新技術活用工事である。

本工事は、以下に示す新技術のうち原則１技術以上を選定したうえで活用を行うものとする。

①　新技術情報提供システム（ＮＥＴＩＳ）登録技術

②　「公共工事等における新技術活用の促進について（平成26年３月28日付け国官総第344号、国官技第319号）のテーマ設定型（技術公募）で作成された技術比較表に掲載されている技術

③　「i-Constructionを推進するための現場ニーズ・技術シーズのマッチングによる新技術の現場試行について」（平成30年５月24日付国官技第52号）及び「i-Constructionを推進するための現場ニーズ・技術シーズのマッチング実施要領について」（令和３年９月30日付国官技第164号）に基づき現場試行し、現場試行結果の評価で従来技術と同等以上と確認できた技術

⑶5　本工事は、建設現場の週休２日の実現のため、発注者が月単位の週休２日に取り組むことを指定する工事である。

⑶6　本工事は、建設現場の遠隔臨場を実施する工事である。詳細は、特記仕様書によることとする。

⑶7　本工事は、施工条件明示に関するチェックリストを提示する試行工事である。

⑶8　本工事は、技術提案の作成にあたり、当該工事の設計データの閲覧ができる試行工事である。詳細は、入札説明書を参照すること。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年９月２日付け九州地方整備局長）に示すところにより、九州地方整備局長から長崎57号尾崎高架橋上部工（Ｐ５－Ｐ９）工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格の認定を受けている者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成21年度以降に完成した、元請けとして次に掲げるア）～ウ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）

ただし、ア）～ウ）は同一工事とする。

ア）道路橋（Ａ活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

イ）橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋。ただし、鋼床版鈑桁橋並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

ウ）最大支間長が30m以上であること。

ただし、特定建設工事共同企業体にあっては、すべての構成員が上記同種工事の実績を有すること。また、経常建設共同企業体にあたっては、構成員のいずれか１社が上記同種工事の実績を有すること。

また、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは実績として認めない。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

また、建設業法第26条第３項本文及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

本工事は、受注者が工事の始期と終期を設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

①　建設業法第７条第２号イからハ又は第15条第２号イからハに掲げる者であること。

②　平成21年度以降に完成した、元請けの技術者として、工事現場の配置予定技術者は、上記⑷に掲げる同種工事の経験を有する者であること。工場製作と工事現場の配置予定技術者が異なる場合、工場製作の配置予定技術者は、上記⑷に掲げる同種工事の経験は不要とする。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）

但し、一人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。

また、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。

ただし、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは実績として認めない。（工事成績評定通知書の再発行等については、５年以内のものは該当工事発注事務所にて、それ以前のものは企画部技術管理課に申請すれば再発行が可能です。）

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。登録基幹技能者が主任技術者となる場合にあっては、登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出するものとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。また、次に掲げる通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

１）「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」

２）「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」

３）「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」

４）「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（改正）」

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

ただし、特定建設工事共同企業体を結成して申請書を提出した者の構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな特定建設工事共同企業体を結成して特定建設工事共同企業体の認定及び競争参加資格の確認申請を行う場合及び残余の構成員が単独で競争参加資格の確認申請を行う場合においては、令和６年９月30日以降の認定及び確認申請に係るものについては、競争参加資格を認めない。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。